

第四十一回帝國議會 衆議院 都市計畫法案外一件(都市計畫法案)委員會會議錄(速記)第四回

會議

大正八年三月十三日午前十時三十分開議

出席委員左ノ如シ

小山 溫君 若尾 幾造君 前田 米藏君
岩崎總十郎君 磯貝 浩君 鳩山 一郎君
三輪市太郎君 森 秀次君 横田 孝史君
櫻井兵五郎君 横山勝太郎君 小山 松壽君
渡邊 昭君 米田 穰君
出席國務大臣左ノ如シ 內務大臣 床次竹二郎君

出席政府委員左ノ如シ 內務書記官 池田 宏君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

都市計畫法案

市街建築物法案
○委員長(法學博士小山溫君) 御著席ヲ願ヒマス——
開會致シマス

○櫻井兵五郎君 私ハ昨日補缺トシテ出マシタヤウナ譯
デ、重複スル點ガアルカモ知レマセヌガ、其點ハ御省キニナ
テ宜シウゴザイマスガ、內務大臣ニ御伺ヒ致シタイノハ、本
法ノ適用ガ六大都市ニ限ラレルノデアリマスガ、其理由ヲ
簡單ニ承リタイ、私ノ考デハ人口ナドニ於テ制限サレテ居ル
ニテ、將來本法ノ適用ヲ受クベキ所ニ對シテハ、早クヨリ
本法ノ適用ノ出來ル事ニシテ、將來ノ計畫上好都合デア
ラウト思ヒマスガ、本法ノ適用ヲ受クベキ運命ヲ以テ進ミッ
ツアル都市ガ、本法ノ適用ヲ受クル事ヲ考ヘズニ色々ナ事ヲ
遣テ居テ、サウシテ是ガ受ケルコトニナリマスレバ、總テノ
事ヲ遣直サナケレバナラヌコトニナリマスガ、此點ヲ承リタ
イ、次ニ都市計畫ヲサレ、方針ニ付テ、現在ヲ基礎トシテ總
テ諸般ノ計畫ヲ立テラル、ノデアリマス、是ハ他日委員
會ノ問題ニ移ル事デアリマセウケレドモ、併ナガラ提出セラ
レタル內務大臣ノ頭ニ於テ、大方針ヲ立テ、置クノ否トニ
依テハ非常ナ關係ガアリマスカラ承リタイと思ヒマス、我國
ノ都市ノ如キハ近年長足ノ進歩ヲ以テ發達シテ居ルノデア
リマスガ、本法ハ現在ノ都市ヲ基礎トシテ計畫シテ居ルカ、
或ハ五年十年ノ後ニ再ビ此計畫ヲ毀ハシテ……
○委員長(法學博士小山溫君) 內務大臣ハ貴族院ノ十
一時ノ開會ニ出席ヲセネバナラヌサウデアリマスガ、如何デ
スカ

○櫻井兵五郎君 貴族バカリ……

○國務大臣床次竹二郎君(ソレデハ御答シテ置キマセ
ウ、今般取敢ズ此法律ハ大都市ニ適用スル積リデアリマ
ス、ソレハ第二十九條ニ規定ガゴザイマス、其外ノ市ニモ必
要アレバ、漸次指定ヲ致シテ差支ハゴザイマセヌカ
○櫻井兵五郎君 人口ナドニ限リハアリマセヌカ
○國務大臣床次竹二郎君(必要ナ所ナレバ差支アリマ
セヌ、此都市計畫法施行シナイデモ、建築物法ダケハ特ニ
一部ヲ施行スルト云フ事ノ出來ルヤウナ箇所ハ入レテアッ
ト思ヒマス、ソレカラ計畫ハ過日誰方カラカ御尋ネガアリマ
シタガ、私ハ現在ノ市ヲ頭ニ入レテ、サウシテ現在ノ市以
外ニ隣接區ト云フモノガ非常ニ膨脹シテ參リマスカラ、此
處ヲ考ヘテ遺ルガ宜カラウト思ヒマス、現在ノ市ヲ全ク見ナ
イデ、新シイ市街區ヲ建築スルト云フ遣方デハ、激變ヲ來
ス譯デアリマスカラ——遺レバ遺レヌコトハデアリマセヌケレド
モ、宜シクナカラウト思ヒマスカラ、實際ニ於テ現在ノ市ヲ
見テ改良ヲシテ、サウシテ現在ノ市ト隣接區ト一ツノ計
畫ノ中ニ入レテ、統一シタ眼ヲ以テ設計ヲスルト云フ事ガ
宜シカラウト思ヒマス

○櫻井兵五郎君 モウ一ツ簡單ニ——次ハ政府委員ニ伺
ヒマスガ、第五條ノ都市計畫事業ハ、行政廳之ヲ執行スル
ト云フコトデアリマスガ、此行政廳ノ意味ヲ明カニ承リタ
イ
○政府委員(池田宏君) 行政廳ト申シマスルノハ、是ハ
行政官廳行政廳モ含ムノデアリマス、都市計畫ノ仕事ハ、
第一條ニアリマスル通り都市ノ交通、衛生、保安、經濟等
ニ關シテ、永久ニ公共ノ安寧ヲ維持スルノデアリマスカラ、
ソレニ該當スルヤウナ仕事ハ、是ハ國デ爲ヌ都合モアリマス
シ、府縣ノ事業トスル都合モアリマセウ、又或ハ市ノ事業ト
シテ遺ルモノモアリマセウ、町村ノ事業トシテ遺ルモノモアリ
マセウ、サウ云フヤウニ各、行政廳ガ適當ニ仕事ヲ分配シテ
仕事ノ出來ルヤウニシタイト云フノデ、汎ク行政廳ト書イタ
ノデアリマス、內務大臣ノ遺ル場合、是ハ河川改修工事ノ
如キモノ、ニナリマス、內務大臣ガスルト云フ事ニナッテ居リ
マス、又土木ノ規定ニ依レバ、此大都市ノ外ノ國道縣道ト云
フヤウナモノハ知事ガ管理シテ居リマス、サウシテ府縣ノ費
用デ執行スルノデアリマス、ソレデ斯ウ云フモノニ對シテハ
府縣知事デ仕事ガ出來ルコトニシテ置カヌト差支ガアリマ
スカラ、斯ウ云フ行政廳ト云フ文字ヲ用キタノデアリマス、

獨り市ダケデアリマセヌ

○櫻井兵五郎君 サウ致シマスルト仕事ニ付キマシテハ、
內務大臣ガ執行スル場合、府縣ガ執行スル場合ニ、何カ差
支等ノ爲メニ、國トシテ是非執行セネバナラヌト云フ性質ノ
モノニ限リデアリマスガ、即チ市及町村ノ執行スル場合、
內務大臣、府縣ガ執行スル場合等ニ付テ、ドウ云フ御方針
ニナッテ居リマスガ、其分量ニ付テ凡ソ豫定ガアリマシタナ
ラバ、其事ヲ御伺ヒシタイ
○政府委員(池田宏君) 大體ニ於キマシテ此五條ニ依ッ
テ執行スベキモノハ、市町村長ダラウト思フノデアリマス、府
縣知事ガ執行スルトカ內務大臣ガ執行スルトカ云フヤウナ
コトハ、極メテ例外ノ場合ト思ヒマス、若シアリトスレバ、他
ノ法令ニ根據ノアル場合ト思ヒマス

○櫻井兵五郎君 中央委員會ノ決議ヲ經ルトカ、地方
委員會ノ決議ヲ經ルトカ、地方委員會ノ決議ヲ經ルト云
フ事デアリマスガ、是ニ就キマシテ凡ソドウ云フモノヲ中央
委員會ニ諮ルノデアリマスガ、地方委員會ノ方ハ分ッテ居リ
マスガ、此中央委員會等ニ諮ルモノニ就テ御考ガアレバ、一
ツ伺ヒタイと思ヒマス

○政府委員(池田宏君) 其點ニ付キマシテハ、昨日モ內
務大臣カラ委シク御話モアリマシタ通りデ、大體ノ計畫ヲ
決メマスル時分ニ、主トシテ無論地方ノ委員會デ議定ヲ
致スノデアリマスガ、ソレヲ更ニ中央委員會デ目ヲ通シ
テ、決定ヲシテ行カウト云フ積リニナッテ居リマス、大體ノ計
畫ニアラザルモノハ、多クハ是ハ地方委員ノ決定ノ通りニシ
マシテ、更ニ中央會議ニ付スルコトハシナイ考デアリマス
○櫻井兵五郎君 一寸小ナル問題ノヤウデアリマスガ、中
央委員會ノ委員長ハ府縣知事ニナッテ居リマスガ、單リ東
京ダケハ內務大臣ニシテアリマスノハ、ドウ云フ譯デアリマ
スカ

○政府委員(池田宏君) 是ハ東京ニ於テハ既ニ二十二
年以來斯ノ如クスルコトニナッテ居リマスノデ、今マデノ通り
ニシテ行クノガ適當トシテ、斯ウ云フコトニシタ譯デアリマ
ス
○鳩山一郎君 先刻內務大臣御答辯ノ趣旨ノ存スル所
ハ分リマシタ、ケレドモ、法文上ノ根據ダケ承ッテ置キタイ、
第九條ノ國有河岸地ニシテ公共用ニ供セサルモノハ之ヲ下
付スルト云フノデアリマスガ、特ニ河岸地ダケニ限り下付ス
ルコトヲ得ト云フコトニシテ、他ノ公共ノ用ニ供セザルモノ

ヲ除イテ理由ハ何處ニアリマスカ
○政府委員(池田宏君) 是ハ沿革のニ斯ウシタト御説明申上タル外ナインデアリマス、東京市區改正條例ニモ斯ウナシテ居リマスノデ、此市區改正條例ニ於テ認メテ居ル範圍ニ於テ、今回モ立案致シタト云フ趣意カラ、斯ノ如クシタ譯デアリマス

○鳩山一郎君 スルト詰リ唯今ノ説明ハ、前ノ市區改正條例ヲ踏襲シタダケニ止ッテ居ルと思ヒマス、折角都市計畫法ト云フモノヲ拵ラヘタノハ、此市區改正條例ヲ改正シヤウト云フノガ、唯一ノ目的ナノデアリマス、然レバ此第九條ノ如キモ矢張都市計畫ヲ新ラシク立シル以上、他ノ改正ト同様面目ヲ一新シテ戴キタイと思ヒマス、如何デアリマスカ

○政府委員(池田宏君) 實ハ國有土地ノ事ニ付キマシテハ、御承知ノ通りニ昨年御審議ニナリマシタ豫算デ以テ、官有財産ノ管理ニ付キマシテハ、大藏省ニ特ニ委員ノ制度ヲ設ケラレマシテ、今日官有財産ハ如何ニ管理處分スルカト云フ大體ノ標準ヲ調査議定スルコトニナッテ居リマス、其際デアリマスカラ其大體ノ標準ノ確定ヲ待シテ、其決定ニ伴ッテ處置ノ方法ヲ著ケルノガ宜カラウト思ヒテ、ソコデ此點ハ斯クシテ置イタノデアリマス、唯今ノ問題ノ如キ自カラ、其際ニ解決サレコト、思ヒマス

○櫻井兵五郎君 モウ一ツ此中央委員會ノ組織ニ付キマシテ、關係各官廳高等官トアリマス、關係各官廳トハ何處々々ト云フコトニ決ッテ居リマス、ソレヲ伺ヒマス

○政府委員(池田宏君) 中央委員會ニ關係ノアル官廳ト云フコトニナリマスレバ、詰リ此都市計畫法第一條ニ、交通、衛生、保安、經濟等トアリマス、是ニ依ッテ關係ノアル官廳デアルト云フコトニ御了解ヲ願ヒマス、具體的ニ申上タルコトモ出來マス、ソレデ大體御想像ノ若クコト、思ヒマス

○鳩山一郎君 第二十條三項ハ主要ノ問題カ知レマセマス、之ヲ主務大臣ノ裁定ニ委セナイ理由ハ、ドウ云フ譯デアリマス、事業ヲ進捗サセル上カラ其方却テ便利ト思ハレタノデアリマス、如何デスカ

○政府委員(池田宏君) 如何ニモ御話ノ通りデアリマシテ、主務大臣ノ裁定タケニ止メマスレバ、仕事ノ執行ハ便利ダラウト思フノデアリマス、又主務大臣ニ委セマシテモ、昨年モ衆議院デ色々改正案ニ對シマシテ御評定ガアッタ際ニモ當時政府委員水野次官ヨリ御答シタ通り、實際ノ協議ニ當ル者ガ十分審議ヲ致シタナラバ、結局司法裁判所マデ行ク手數ヲ取ラズシテ、司法裁判所ノ裁判ト同ジ結果ヲ得ルコトニナルト信ズルノデアリマス、土地ノ收用ニ關シマシテ

ハ、今日土地收用法ト云フ一般ノ規定ガアリマスカラ、此土地收用法ニ對シテ、特ニ是ノ例外ヲ開イテ置クト云フノモ、格段ノ理由ガナシト認メ、又他ノ國防事業デモ等シク收用法ノ規定ニ據ッテ居リマス、ソレデ此市區改正條例ナルモノハ、偶々收用法發布前ノモノデアリマスノデ、特ニ是ガ特別法トシテ今日マデ來タノデアリマス、茲ニ是ガ改正ヲスルニ付テハ、矢張一般ノ法ニ據ルノガ至當ト思ヒテ、斯クシタノデアリマス

○委員長(法學博士小山溫君) 是デ質問ハ盡キタノデアリマス、内務大臣ニ對シテ櫻井君モマダ質問ガ殘ッテ居リ、横山君モ同様内務大臣ニ質問ノ通告ガアリマス、如何ニシマスカ

○櫻井兵五郎君 私ノハ極ク簡單デアリマス

○横山勝太郎君 私ノモ時間ヲ取ル問題デハナイノデアリマス、私ノ重大ナリト信ズル事ニ付テ質問シタイノデ、本案ヲ決定スル前ニ五分カ十分カノ時間ヲ與ヘテ貰ヘバ、ソレデ私ノ質問ハ満足スルノデアリマス

○委員長(法學博士小山溫君) ソレデハ其事ハ後ニ御相談スルコトニシテ、今日ハ是デ會ヲ閉デマス

午前十一時十一分散會

衆議院都市計畫法案外一件委員會議錄第一回中正誤

頁	段	行	正誤
二	中	二九	補充
二	中	三六	著
二	中	五二	廣ク
二	中	一八	規定ト
二	中	四〇	出來タ
二	中	一	違ッテ
二	中	一	規定、
二	中	一七	都市計畫
二	中	一七	計劃制
二	中	一七	及ボサル
二	中	二〇	公共
二	中	二二	都市計畫制
二	中	二二	マスガ
二	中	二九	都市ノ計畫
二	中	三七	計畫
二	中	四一	都市計畫

二	下	(四三)	都市計畫	土地區劃
三	上	(四四)	計畫制	區劃整理
三	上	一	制限	設計ノ
三	上	一	都市計畫制度	土地區劃整理
三	上	一	都市	土地
三	下	一	火葬場	火葬場
三	下	一	或ハ	削除
五	中	二	區	削除
九	中	七	關係	關係
九	中	一	執行	施行
九	中	一	又ハ	亦